

## 平成28年度第3回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成29年3月17日（金）  
午後3時00分から午後3時50分まで

2 開催場所 宇都宮市役所本庁舎 14C会議室

3 出席者

委員 A

B

C

D

E

事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

本日は、防犯カメラによる個人情報の収集に係る1件の諮問案件について御審議いただくほか、個人情報取扱事務の届出に係る事項の御報告がありますので、よろしくお願いたします。それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行はA会長にお願いいたします。

(2) 審議

会長 それでは、早速、審議に入りたいと思います。

本日の諮問案件は、次第にありますとおり、平成28年度諮問第5号「宇都宮市立小中学校（8校）に設置する防犯カメラによる個人情報の収集について」であります。

まずは、実施機関から御説明をいただき、質疑応答等を経た上で審議に入りたいと思いますので、実施機関に入室していただくようお願いします。

[実施機関（学校管理課）入室]

会長 それでは、最初に、所属と名前をお願いいたします。

[実施機関（学校管理課）自己紹介]

会長 それでは、早速、諮問の内容について御説明をお願いいたします。

[実施機関（学校管理課）諮問内容説明]

- 会 長 実施機関からの説明は終わりました。
- 委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。
- B委員 3点お聞きしたいのですが、1点目は、プライバシーの配慮に関して、今説明があったとおり、特にデータが漏えいするようなことがなければ問題ないという考え方でよろしいでしょうか。
- 実施機関 はい。
- B委員 2点目は、データの漏えいの問題についてですが、セキュリティの確保は既設の防犯カメラの設置時から行っており、現在までデータの漏えいはなかったため、同様の管理方法を踏襲するという認識でよろしいでしょうか。
- 実施機関 検証した結果、データ漏えいの事例はありませんでした。
- B委員 分かりました。
- 3点目は、データの消去について、「保存期間を過ぎた画像データは、上書き消去する。」とありますが、保存期間や、上書き消去の条件を教えてください。
- 実施機関 保存期間は2週間です。消去方法は、自動消去となっており、2週間を過ぎた分のデータから自動的に消去し、上書きされます。
- B委員 2週間という保存期間は、十分かつ必要であるという考え方でよろしいでしょうか。
- 実施機関 はい。夏休み期間中など、事件発覚までに時間がかかる場合でも、事件の発覚から防犯カメラでの確認まで2週間あれば十分であろうという考え方で設定しました。
- B委員 分かりました。
- 会 長 ほかに御質問はありますでしょうか。
- E委員 別紙資料3ページの「設置の主な効果」についてですが、課題だけで理念的な内容のみが記載されていますが、防犯カメラを設置した後の効果の検証は行ったのでしょうか。また、効果の具体例の記載がないのは、カメラを設置してから現在までに事件がなかったということでしょうか。
- 実施機関 平成27年9月に防犯カメラの設置を開始し、1年後となる平成28年10月に小中学校を対象に防犯カメラの運営状況や設置効果に関するアンケート

ートを実施しました。

その結果を踏まえ、学校からの増設要望に対して個別に現地の状況を目視した上で、今回学校と協議し、8校が必要だということが分かりました。

また、防犯カメラの効果の検証については、アンケートの回答として、おおむね9割以上の学校が施設設備のほか、犯罪行為の抑止の面で有効という回答をいただいています。

防犯カメラの撮影角度に若干問題があり、近隣から2件の苦情がありました。が、角度を調整することで対応しております。それ以外には、苦情やプライバシーを不安視する声はありませんでした。

事件の数についてですが、平成27年9月に防犯カメラを運用開始後、平成27年度の事件発生件数は14件でしたが、平成28年度は4件となりまして、大幅に減少しています。この4件のうち3件は、警察から画像の提供依頼がありまして、捜査情報として画像を提供しています。その3件のうち1件は、画像から犯人が検挙されました。

件数全体も減少していますし、その画像から犯人の検挙にもつながっています。

また、警察から学校敷地以外での事件事故の捜査情報として画像の提供を依頼される事例もあり、件数は平成27年度が6件で、平成28年度が13件ありまして、この13件の中に、学校敷地内で発生した3件の事件も含まれています。

会 長           ほかに御質問はありますでしょうか。

D委員           1点だけお聞きしたいのですが、別紙の図を見ると、門を中心に撮影範囲が設定されていて、既存のものと新設したいものがあるようなのですが、門に防犯カメラを設置するというので、その門に注目すると、別紙1では東にも1か所ありますし、別紙3では、南の道路に面したところにも2か所ありますし、別紙4では、南にも1か所ありますし、別紙8でも、南に1か所あるのですが、これらは、見通しが良いので防犯カメラを設置しなくても大丈夫だという認識なのでしょうか。

実施機関       今回は最小限度のカメラ設置ということでありまして、委員御指摘のとおり、校庭に面した視認性の高い門については、これまでも防犯カメラ以外の防犯対策

をとっておりますので、それらの人の目による対策で補完するような形で整理しております。これらの門については、時間的なものもありまして、校舎までのアプローチが人の目に触れるだろうと思われまますので、今回新設するところも含めて、建物の死角となっている場所に防犯カメラを設置しております。学校の建物については敷地の北側に建っている場合が多いので、建物の北側が死角になるため、南側については基本的には視認性が高いことから、これまでの防犯対策で、人の目による防犯対策で対応していこうということで整理しております。

D委員 平成27、28年度の事件発生時の時間帯が分かれば教えてください。

実施機関 以前発生したリコーダーの盗難事件は日中でしたが、夜間がほとんどです。現在発生している事件は、運動着の盗難や夜間侵入しての落書きなど夜間の可能性が高いです。

D委員 先ほど授業中や会議中が狙われやすいという御説明もありましたが、夜間の可能性が高いということなのですね。

実施機関 はい。リコーダーの盗難事件など昼間に発生する事件もありましたが、防犯カメラが設置されたことで昼間の事件の抑止もされているものと考えています。

D委員 分かりました。

C委員 今回は8校にカメラを増設するということですが、これは調査をした結果ではなくて、要望があった学校のみ増設するという認識でよろしいでしょうか。

実施機関 全校にアンケート調査を行い、今回の8校以外にも設置の要望はありましたが、今回は学校の死角になる部分のみということで、学校と協議した上で8校に絞りました。

C委員 分かりました。校庭に面した部分については人の目があるということですが、先生方は事務をしながらの確認で、安全性は確保できるのか心配があります。

実施機関 本来なら全ての門に防犯カメラを設置することが望ましいのですが、費用面の問題もあり、現時点では死角のみに設置する対策を行いたいと考えております。今後、事件の発生状況に応じて検討していきたいと考えています。

C委員 分かりました。

会 長 今回設置する8校のうち、姿川第二小学校は、「子どもの家」が新設されることに伴って、新たな死角が発生するということだと思います。

それ以外の7校は、効果の検証の結果、死角が判明したということだと思うのですが、今後も事件の発生数やアンケートなどを踏まえて定期的に検証し、場合によっては今後設置台数が増加する可能性もあり得るという認識でよろしいでしょうか。

実施機関 はい。学校の敷地内に「子どもの家」や門を新設する場合、その都度防犯カメラの設置の必要性を整理し、審議会の委員の皆様にご審議いただくこともあります。

また、テクノポリスセンター地区に小学校の新設予定があり、平成33年4月の開校となりますので、その際にも御審議いただくこととなります。

さらに、教育委員会として防犯対策の強化について整理していく中で、場合によっては改めて御審議いただくこともあると思います。

会 長 状況の変化によっては、既に設置されている防犯カメラを取り外すこともあり得るということでしょうか。

実施機関 あり得ます。また、位置を変更することもあり得ます。

会 長 分かりました。

それから、平成28年には、4件の事件が発生して、そのうち3件で警察から、情報の提供依頼があつて、提供したとのことですが、それに関しては目的外の利用になると思いますので、運用基準やQ&Aなどにおいて、このような場合の具体的な手続が書いてあるという理解でよろしいでしょうか。

実施機関 はい。警察からの照会書も提出していただいて、当然必要のない情報まで提供するわけにはいかないのです、事件が発生した時間帯前後の必要な時間帯をその照会書の中で明らかにしていただくということで、周知しております。

会 長 今回の3件は、運用基準に基づいて適切な対応がされたということでしょうか。

実施機関 はい。

会 長 分かりました。ほかに御質問はありますか。

E委員 「子どもの家」の新設について、増設するカメラのモニターは職員室にあると思うのですが、「子どもの家」は放課後7時くらいまで運営していると思

うのですが、モニターの確認は可能なのでしょうか。

実施機関 「子どもの家」に職員がいる場合、目視で確認ができます。日中の「子どもの家」に職員がいないときに死角になるためカメラを増設するという趣旨になります。

また、モニターは職員室に設置されており、「子どもの家」の運営が終わった時間帯でも職員は残っておりますので、「子どもの家」への情報提供は直ちに可能だと思います。

会 長 ほかに御質問はありますか

D委員 別紙に「囲障」という記載がありますが、8校とも同じような「囲み」があるということでしょうか。

実施機関 これは、いわゆるフェンスのことで、形状は学校によって様々です。メッシュフェンスやネットフェンスなどがありまして、高さも学校によって異なります。

D委員 それは、いくつかの選択肢の中から選ぶものなのですか。それとも、学校の自主性に任せているものなののでしょうか。

実施機関 ネットフェンスが一般的ですが、生け垣というところもあります。池田小事件等があった後、門扉をつけることになりまして、避難所になっているので、鍵を閉めることもできませんが、扉が閉まっている状態にすることが必要ということで、補正予算を組んで整備しております。門扉がなかった学校については、そのような経緯で門扉を設置しています。

D委員 ネットフェンスそのものに問題があるわけでは無いのですが、一般的にネットフェンスの場合は、何か所か人が通れるような大きな穴が開いていることがあると思うのですが、その部分も目視で確認するというので、通り道になっているわけではないということでしょうか。

実施機関 ネットフェンスだと視認性が高いので、侵入者の目視確認は可能だと思います。

会 長 ほかに御質問はありますか。

よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、これで質疑を終了したいと思います。

実施機関は退室してください。

[実施機関（学校管理課）退室]

会 長 それでは、諮問第5号について審議したいと思います。

この件につきましては、宇都宮市立小中学校（8校）において増設する防犯カメラによる個人情報の収集については、条例第6条第3項第6号による個人情報の収集の制限の例外とするということについて審議するものでありまして、条例上、実施機関が個人情報を収集するときは本人から収集しなければならないとなっておりますが、審議会の意見を聞いて、特に必要があると認めるときには、その例外として収集できるということになっております。

この審議会では、この件について例外として収集を認めてよいか御審議いただくものになりますが、御意見はありますでしょうか。

既に設置されている防犯カメラについては、先ほどの説明によると、運営状況に問題はないようですし、増設の必要性も認められると思いますので、問題はないと思いますが、いかがでしょうか。

D委員 私も問題ないと思います。

会 長 よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、諮問第5号については、必要性があるとのことで、承認することとして意見を取りまとめたいと思います。

具体的な答申の内容につきましては、御審議いただいた質疑の内容等も踏まえて、会長一任ということで作成させていただきまして、委員の皆様には後日答申案をお送りして、内容を確認していただくということでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。それでは、そのような手順で進めたいと思います。

次に、次第の「3 報告」に移りたいと思います。

「個人情報取扱事務の開始、変更等に係る届出に関する報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局 内容説明]

会 長 事務局からの説明は終わりました。

委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。

E委員 諮問第5号の質疑の際に、教育委員会の防犯カメラの画像データを警察に提供したという説明がありましたが、その件の届出は出されているのでしょうか。

事務局 その件について、警察に提供するものとして、既に目的外利用届を提出していただいております。この届出については、事件ごとに提出していただいているわけではなく、同じ照会元からの同じ目的での照会については、最初に1回だけ届出を提出していただいております。

E委員 それでは、平成27年度には、相当の件数があったということでしょうか。

事務局 はい。

E委員 防犯カメラ設置以降は、同一校で同一警察からの照会しかなかったということなのでしょうか。

事務局 そのようなケースもあります。

会長 例えば、別紙3の50番については、宇都宮中央警察署からの照会で、「オリオンスクエアに設置する防犯カメラによる個人情報の収集」、同じように56番も宇都宮中央警察署からの照会になっています。どちらも商工振興課が所管課で、届出の日付も近いですが、別々に届出が出されており、まとめて届出がされているわけではないと思ったのですがそうではないということでしょうか。

事務局 届出の方法としましては、届出書の様式におきましてその事務の目的外利用を開始する日付と終了する日付を記載する様式になっておりまして、オリオンスクエアにつきましては、事件のあった日の映像を提供する場合には、ピンポイントにその日に開始して終了するという届出を1件ごとに提出していただいております。このため、事件ごとに1件ずつ所管課から届出をいただいている状況であります。

一方で、学校の防犯カメラの届出につきましては、その方法をとらず、同様の外部提供が多いことから、目的外利用を開始する日だけを記入した届出を提供していただいて、終了する日付を記入せずに、同様の案件があったときには、同じ届出の中で提供することも含めて、届出をいただいております。

B委員 記録のみということよろしいでしょうか。

事務局 はい。

事務局 学校につきましては、日常的に警察の方に見回りをしていただくなど日常的に



協力をいただいているところもありまして、防犯カメラの映像の提供につきましても、日常的に必要ながあれば提供できるようにするために、目的外利用の届出については、一度出していただいて、それ以降はその届出で対応しているところではありますが、実際に提供する際には、警察から捜査関係事項照会を出していただいて、その内容が、実際に提供できるような内容のものなのかというところにつきましても、審議会の事務局であります行政経営課と所管課において逐一確認し、もし、内容等で警察に改めて聞かないと目的が分からないという場合には、改めて警察にその必要性等について確認をした上で提供しているところであり

会 長            そのような運用をしているのは、学校の防犯カメラのみでしょうか。

事務局            学校だけではありません。

会 長            運用に違いがあるようですが、運用基準はあるのでしょうか。

事務局            特にオリオンスクエアについては、事件ごとに届け出を提供していただいております。オリオンスクエアにつきましては、オリオン通りを通行される方を広く撮っているということがありまして、不特定多数の方の情報を提供することになるということになりますので、不用意に提供するというのもちょっといかがなものかということで、提供する都度に届出を提出していただいているという運用をしておりますが、基本的には、それ以外のものについては、目的外利用を開始する日について届出をいただいて、それ以降につきましては、その届出で対応することとして、特に改めて届出をいただくということはしていないところであり

B委員            その判断基準は、マニュアル等に記載があるのでしょうか。その都度判断しているのでしょうか。

事務局            事務局と所管課で協議をして、その都度判断しております。

B委員            分かりました。

会 長            外部に情報提供をした件数は、資料に記載されているものに限らず、相当数に上る可能性があり得るということでしょうか。

事務局            届出書の数と、実際に照会のあった件数はイコールではありません。

会 長            ほかに御質問はありますでしょうか。

D委員            1点よろしいでしょうか。別紙1の75番について、子ども家庭課から神

神奈川県公安委員会への情報提供とは具体的にどのようなものだったのでしょうか。

事務局       こちらは、公安委員会から交通法違反による反則金の徴収をするために、住所、氏名等の照会依頼があったものです。

子ども家庭課の手当ての支給を受けているのではないかとということで、住所、氏名等の情報についての照会があったものです。

D委員       手当てをもらっているということですか。

事務局       手当てをもらっているわけではなく、神奈川県公安委員会が反則金を徴収できていないため、宇都宮市で手当ての支給を受けていれば、住所、氏名等を調べることができるのではないかとということで、照会があったものです。

D委員       分かりました。

会 長       ほかに御質問はありますか。

E委員       別紙4の個人情報取扱事務の廃止について、2番と8番は、地域自治センターの名称が変更になって、地区市民センターになっても、税金や使用料を取り扱う事務はあるのではないのでしょうか。

事務局       この件については、地区市民センター共通で税金・使用料徴収に関する事務について別途届出がされていますので、地域自治センターとしての届出が不要になるということで廃止するものです。

E委員       地区市民センターになることで取り扱う業務は増えても、地区市民センターとして以前から事務の届出がされているため、名称変更の数が少ないということですね。

会 長       ほかに何かありますか。

[発言する人なし]

会 長       次に「4 その他」ということですが、委員の皆様から何かありますか。

[発言する人なし]

会 長       それでは、事務局から何かありますか。

事務局       本日の審議会の議事録につきましては、後日、準備が出来次第郵送させていただきます。

会 長       それでは、これで平成28年度第3回個人情報保護運営審議会を終了いた

します。

本日は、ありがとうございました。